デイサービスセンター 笑福の架け橋 通所介護サービス 第一号通所事業サービス

- 1 契約書
- 2 重要事項説明書
- 3 個人情報使用同意書

様

株式会社 ドリーム企画 高齢者向け複合施設 おもてなし館

通所介護サービス・第一号通所事業サービス 1 契約書

第1条(サービスの目的及び内容)

- 1 事業者は、要介護者、介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業の対象者(以下「要介護者等」とする。)の心身の特性を踏まえて、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消、及び心身機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、 総合的なサービスの提供を努めるものとする。
- 3 サービス提供にあたっては、ご契約者の要介護状態・要支援区分、及び被保険者証に記載された 認定審査会意見に従って、ご契約者に対して指定通所介護等のサービスを提供します。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日からご利用者の要介護認定または 要支援認定の有効期間終了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対し、文書による契約終了の申し出がない 場合、契約は自動更新されます。

第3条(通所介護計画等)

- 1 事業者は、ご利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、『居宅サービス計画』に 沿って『通所介護計画』を作成します。事業者はこの『通所介護計画』の内容をご利用者 及びそのご家族に提示・説明し、同意を得た上で計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、ご利用者が『通所介護計画』の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援 事業者または地域包括支援センターへの連絡調整等を行います。

第4条(サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、提供したサービス内容等を記録します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約終了後5年間保存します。
- 3 ご利用者は、当該利用者に関する第2項サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、交付に関する実費をご利用者に請求することがあります。

第5条(ご利用者の解約権)

- 1 ご利用者は、事業者に対し利用中止の意思表明をすることにより、ご利用者のサービス計画に関わらず、本契約に基づくサービスの利用を解約・終了することができます。
- 2 次の場合は、ご利用者は事業者に申し出を行うことにより、ただちに本契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合。
 - (2) 事業者及び従業員が守秘義務に反した場合。

- (3) 事業者及び従業員がご利用者やそのご家族に対して契約を継続しがたいほど重大な不信行為を行った場合。
- (4) 事業者が破産、その他この契約に定めるサービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合。

第6条(事業者の解除権)

- 1 事業者は事業の廃止や縮小によりサービスの提供が困難になった場合等、やむを得ない事業がある場合、ご利用者に対して契約終了日の1か月前までに文書でお知らせすることにより、 契約を解約させていただきます。
- 2 ご利用者及びそのご家族による、契約を継続しがたいほどの重大な不信行為により当事業者が 円滑なサービスを提供できなくなった場合。この場合は解約する理由を示した文書をご利用者に お渡しします。
- 3 ご利用者がこの契約に定める利用料金等の支払い2か月以上滞納し、文書による支払い催促を 行ったにもかかわらず、催促から14日以内での支払いがなかった場合。

第7条(契約の終了)

- 1 次の場合には自動的に契約を終了します。
 - (1) ご利用者が死亡された場合。
 - (2) ご利用者からの契約解除の意思表示があった場合。
 - (3) 事業者からの契約解除権の行使が発生した場合。
 - (4) ご利用者が医療施設、介護保険施設に入院又は入所し、居宅生活が継続出来ないと 判断された場合(契約終了時は、ご利用者又は家族等にその旨説明し意思確認の上で 終了します。)
 - (5) ご利用者の要介護状態区分が、自立(非該当)と認定された場合。
 - (6) ご利用者が事業者のサービス提供地域以外に、事前通知なしで移転された場合。
 - (7) ご利用者の病状、身体状況が著しく悪化し、事業者の適切なサービスの提供が困難と 判断された場合。

第8条(秘密保持)

- 1 事業者は、業務上知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、 ご利用者又は第3者に漏らすことはありません。
- 2 個人情報については、契約者のためのケアプランに沿って円滑にサービス提供が実施されるよう サービス担当者会議やサービス事業者との連絡調整、又介護報酬の請求等に関わる必要な行政手 続きにおいて、必要最低限の範囲内で個人情報を用いることができるものとします。
- 3 個人情報を使用した会議や連絡調整は、目的や内容等を記録し保存します。

第9条(賠償責任)

1 事業者は、サービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の 生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。 但し、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、賠償額を減額することができます。 ご利用者が契約締結時に身体状況等の重要な事項を事業者に故意に告げず、又は不実の告知を したことによって損害が生じても損害賠償を負いません。 サービス提供時に使用する物品等の破損に関し、劣化を伴う場合。

第10条(相談・苦情対応)

1 事業者は、ご利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し通所介護に関するご利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応します。

第11条(合意管轄)

1 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者及び事業者は、ご利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする予め合意します。

第12条(契約外条項等)

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を 尊重してご利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、ご利用者がそれ以外の サービスを希望する場合は、別途契約するものとします。

第13条(送迎)

- 1 ご利用時の送迎に関しては、ご自宅から「笑福の架け橋」まで、「笑福の架け橋」からご自宅までディサービスの職員が送迎させて頂きます。(個人宅)
- 2 施設に入居されている方は、入居施設から「笑福の架け橋」まで、おもてなし館入居者は「喜族の架け橋」から「笑福の架け橋」まで(帰りは、その逆)デイサービスの職員が送迎させて頂きます。(施設入居者及びおもてなし館入居者)

なお居室まで送迎が必要な方に関してはお部屋まで伺いますが、ご自身でお部屋から各階エレベーター、各階エレベーターからお部屋まで戻る事ができる方に関しては、エレベーターまでの送迎とさせて頂きます(おもてなし館入居者)。

2 重要事項説明書

1 当社の概要

名称・法人の種別	株式会社 ドリーム企画
代表者役職・氏名	代表取締役 山田 春雄
定款の目的に定めた事業	通所介護・それに付随する業務

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	デイサービスセンター 笑福の架け橋			
所 在 地	旭川市宮下通 11 丁目 3 番 1 号			
電話番号·FAX番号	電 話 0166-26-5073・FAX 0166-26-0316			
介護保険指定番号	事業所番号 0172908147 号			
サービスの種類	通所介護 ・ 第一号通所事業			
サービスを提供する地域	旭川市 東川町 東神楽町			

(2) 同事業所の職員体制

職種	
管 理 者	1名
(事業所の業務及び職員等の管理を行います。)	1 名
生活相談員	1 夕 P.I L
(ご利用の調整、連絡およびご利用者、ご家族からの相談に応じます。)	1名以上
介護職員	2名以上
(ご利用者の日常生活の介護、相談及びリハビリの補助を行います。)	2 石以上
看護職員	
(ご利用者の看護、保険衛生を行います。健康相談、処置、リハビリ	1名以上
補助等。)	
機能訓練指導員	1名以上
(有資格者※がご利用者の計画書を作成し訓練を行います。)	1 石以工

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・准看護師・柔道整復師・あんまマッサージ師

3 事業所が提供する内容とサービス

・介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。 ※加算サービスについてはご利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や、 実施日、実施内容については、居宅サービス計画に沿い、事業所とご利用者、ご家族とで 協議した上で、支援計画に定めます。

- 1 生活相談(相談援助等)
- 2 機能訓練(日常動作訓練、運動器訓練等)
- 3 介護サービス(排せつ・レクリエーション等)
- 4 健康状態の確認
- 5 送迎対応
- 6 給食サービス
- 7 入浴サービス

3 当社の通所介護サービスの特徴等

(1) 運営方針

身体状態等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

4 サービスの目的について

ご利用者の自立支援を目的としています。ご利用者が有する能力の範囲において自立可能な動作(行為)はリハビリの機会と捉え、代行して遂行することや過干渉はいたしません。 当事業所では少しでも多くの自立行為を獲得していただく為の取り組みを行っていきます。 よって提供時間内においてすべての行動は自立の機会とします。また、それによって事故(転倒等)が発生する可能性も否定できません。趣旨を十分ご理解いただき、十分ご注意の上、 行動してください。

万が一事故が発生してしまった際に関しましては、契約書第9条(賠償責任について)を ご覧ください。

5 通所介護サービス計画と評価

当施設職員が、ご利用者の直面している課題等を把握・検討し、ご利用者の希望を確認しながら通所計画を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を記録します。

6 緊急時の対応

事業者は、現に訪問介護を行っているときにご利用者の病状の急変が生じた場合その他 必要な場合は、速やかに主治医または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

7 利用料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の 1割から3割の額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

7 サービス利用料金

・指定通所介護サービスの利用料金(1回あたり)

3 時間以上~4 時間未満

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額(1割)	370 円	423 円	479 円	533 円	588 円
自己負担額(2割)	740 円	846 円	958 円	1,066 円	1,176 円
自己負担額(3割)	1,110 円	1,269 円	1,437 円	1,599 円	1,764 円

4 時間以上~5 時間未満

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額(1割)	388 円	444 円	502 円	560 円	617 円
自己負担額(2割)	776 円	888 円	1,004 円	1,120 円	1,234 円
自己負担額(3割)	1,164 円	1,332 円	1,506 円	1,680 円	1,851 円

5 時間以上~6 時間未満

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額(1割)	570 円	673 円	777 円	880 円	984 円
自己負担額(2割)	1,140 円	1,346 円	1,554 円	1,760 円	1,968 円
自己負担額(3割)	1,710 円	2,019 円	2,331 円	2,640 円	2,952 円

6 時間以上~7 時間未満

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額(1割)	584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円
自己負担額(2割)	1,168 円	1,378 円	1,592 円	1,802 円	2,016 円
自己負担額(3割)	1,752 円	2,067 円	2,388 円	2,703 円	3,024 円

7 時間以上~8 時間未満 (9:30~16:30)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額(1割)	658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円
自己負担額(2割)	1,316 円	1,554 円	1,800 円	2,046 円	2,296 円
自己負担額(3割)	1,974 円	2,331 円	2,700 円	3,069 円	3,444 円

《加算サービス》サービスの利用には、料金がそれぞれ上記に加算されます。					
入浴介助加算 I	40 円(1 割)	80 円(2 割)	120 円(3 割)		
入浴介助加算Ⅱ	55 円(1 割)	110 円(2 割)	165 円(3 割)		
サービス提供体制加算 I	22 円(1 割)	44 円(2 割)	66 円(3 割)		
サービス提供体制加算Ⅱ	18円(1割)	36 円(2 割)	54 円(3 割)		
サービス提供体制加算Ⅲ	6円(1割)	12 円(2 割)	18円(3割)		

・第1号通所事業のサービスの利用料金(月額)

 $(9:30\sim16:30)$

要介護度	要支援 1・第 1 号通所事業	要支援 2・第 1 号通所事業
自己負担額(1割)	1,798 円	3,621 円
自己負担額(2割)	3,596 円	7,242 円
自己負担額(3割)	5,394 円	10,863 円

要介護度	要支援 1		要支	援 2
サービス提供体制加算 I	88円(1割) 176円(2割)		176 円(1 割)	352 円(2 割)
り 一 こ へ 定 供 P 刊 加 昇	264 円(3 割)		528 円 (3 割)	
サービュ担併 <i>体</i> 判加管 II	72 円(1 割)	144 円(2 割)	144 円(1 割)	288 円(2 割)
サービス提供体制加算 II 216 円 (3 割)		(3割)	432 円 (3 割)	
サービス提供体制加算Ⅲ	24円(1割) 48円(2割)		48円(1割) 96円(2割)	
リーころ使供体制加昇 III	72円 (3割)		144円(3割)	

その他の金額の変動は、介護保険負担割合証の割合に伴い、金額の変更をする場合があります。 ・その他加算・減算

介護職員処遇改善加算(I)として利用料の5.9%が加算されます。(区分限度基準額から除外) 介護職員等特定処遇改善加算(II)として利用料の1.0%が加算されます。(区分限度額から除外) 利用契約時に通所時の送迎を事業所が今後実施しないと契約した場合(利用者が自ら通う場合、 家族が送迎を行う場合など)片道につき47円減算されます。(第1号通所事業を除く) 通所介護事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通い通所系サービス を利用する場合、同一建物による減算として指定通所介護サービス94円/日減算されます。 第1号通所事業サービス要支援1:376円/月減算、要支援2:752円/月減算されます。 (基本自己負担額1割の場合)

・その他の費用

食事代(1回)	クラブ活動費	• 材料費	入浴用品(ボディ	ソープ・シャン	プー・リンス)
630 円	実費		1	回 60円	
バスタオル	フェイスタオル	おむつ代	おむつ代	おむつ代	おむつ代
1 回	1 回	尿パット	フラットタイプ	テープタイプ	パンツタイプ
120 円	60 円	60 円	60 円	150 円	150 円

※おむつ代は通所時に使用した時点での実費請求となります。なるべくご自身でお持ち下さい。 その他、活動費はイベント毎に参加希望者のみいただきます。

※今後、この料金体系は変更する場合もあります。その際、ご利用者に文書をお渡しして説明いたします。

※ご利用者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を 一旦お支払いいただきます。要支援・要介護認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が 介護保険から払い戻されます。(償還払い)また、居宅サービス計画が作成されていない場合も 償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる 事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

8 利用料金のお支払い方法

当月の利用料金の合計額を請求書に明細を付して、利用月の翌月の15日頃までにご利用者宛てにお届けします。利用料のお支払い方法はご利用者の指定金融機関の口座から「口座振替」にてお支払い後、領収書と翌月の請求書を発行いたします。振替日はご利用月の翌月20日といたします。(金融機関休業日の場合は翌営業日)

9 秘密保持と個人情報 (プライバシー) の保護について

当事業所及び従業員がサービスを提供する際に、ご利用者やご家族に関して知りえた 情報について契約期間中はもとより、契約終了後も正当な理由なく第3者に漏らしません。

10 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、旭川市・上川郡東神楽町・東川町とする。 第1号通所事業にあたっては、旭川市とする。

12 苦情の受付について

・当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

電話	0166-26-5073			
受付時間	月曜日~金曜日			
受付窓口	生活相談員			
責任者	管理者			

・行政機関その他苦情受付機関

「旭川市介護保険担当課」

旭川市 6 条通 9 丁目 旭川市役所 電話 0166-25-5273 FAX 0166-29-6404 「北海道国民健康保険団体連合会」

札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国民会館 電話 011-231-5161 FAX 011-233-2178

- 13 当サービスご契約の際の留意事項
 - (1) 来訪・面会、来訪者は当施設職員にお知らせください。
 - (2) 居室・設備・器具の利用 施設内の居室や設備、器具等本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損等を生じた場合、賠償していただくことがございます。
 - (3) 喫煙・飲酒 施設内は全て禁煙です。また、施設内の飲酒はできません。 なお、酩酊状態と疑わしい場合、ご本人の健康を損ねたり、他のご利用者に多大な迷惑をかけ たりと職員が判断した際には、ケアマネジャーとご家族に相談させていただき、その日のご利 用を中止させていただく場合もございます。
 - (4) 迷惑行為等 騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
 - (5) 食品等の持ち込み

食品等は一切持ち込まないようお願いいたします。ご利用者各々の疾患や食中毒の恐れにも つながりますのでご協力お願いいたします。

(ただし疾病の状況によりご相談ください。)

(6) 現金・貴重品の管理

基本的に現金・貴重品等のお持ち込みはご遠慮ください。なお、ご持参された際は職員にお預けください。お預けなく、万が一紛失された際にはご利用者の自己責任となり、当施設では責任は負いかねますのでご注意ください。

現金必要時はその都度お知らせさせていただきます。

(7) 持ち物等の管理

お持ちになられた靴・かばん及び、着用されている衣類・着替え・タオル類等に関して、きちんと管理し紛失防止に努めておりますが、万が一の場合に備え記名をして頂くようご協力お願いいたします。

(8) 宗教活動・政治活動など

当施設内での他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動あるいは、販売活動等はご遠慮ください。

- (9) 動物飼育 当施設内でのペットの持ち込みはご遠慮ください。
- (10) 携帯電話の使用は指定の場所でお願いいたします。
- (11) 送迎車、施設内での、利用時の物品等の受け渡しに関しては、トラブルの原因になりかねませんので、固く禁止させていただきます。
- (12) 送迎に関しては、基本ご自宅、施設まで、おもてなし館の送り出しについては、各階エレベーターまでとします。

3 個人情報使用同意書

1 使用する期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2 使用目的と情報を提供できる第三者の範囲

- (1) 介護サービス計画等を作成するため
- (2) サービス事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス計画作成担当者に対する照会(依頼)のため
- (3) 医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- (1) 健康状態の急な変化など主治医の意見を求める必要のある場合
- (5) 事業者内外のケアカンファレンス(支援方法の検討会議)のため
- (6) 適切な介護サービスを提供する上で、必要不可欠な場合
- (7) 緊急を要する時の連絡等の場合
- (8) 当事業所において受け入れるボランティア等の実習への協力
- (9) 定期通信物、インターネットのホームページ等での写真等の掲載をする場合
- (10) 上記の各号に関わらず、公表している「利用目的」の範囲内

3 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に 開示されないよう細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し保存します。

事業者は、ご利用者対して本契約書及び重要事項等を説明し、ご利用者は事業者より、 この契約書及び重要事項説明書・個人情報保護の同意に関する説明を受け、 本紙の内容に同意します。

この契約の証しとして本契約書及び重要事項説明書・個人情報保護の同意書を2通作成し、 ご利用者及び事業者は記名または押印のうえ、各自その1通を保有します。

令和	年	月	日			
<利月	用者>					
<住	所>					
<氏	名>					
_						
<署名	名代行者ス	スは代理ノ	(>			
<住	所>					
<氏	名>					
_						

<事業者>

<事業者名> 株式会社 ドリーム企画

<所 在 地> 旭川市宮下通11丁目3-1

<事業所名> デイサービスセンター 笑福の架け橋

<事業所所在地> 旭川市宮下通 11 丁目 3 番 1 号

<代表者名> 代表取締役 山田 春雄

<説 明 者>